

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線の 車線数の決定及び未着手の隅切り部分の線形変更について(都決定)

今般、東京都から下記の都市計画の変更について意見照会があり、回答にあたり付議する。
なお、本都市計画変更に伴って、新たに都市計画法による制限を受ける土地は存在しない。

1 都市計画の変更概要

(1) 対象路線

- 路線名 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線(以下「補助76号線」という。)
- 区間 (起点) 文京区音羽一丁目付近～(終点) 練馬区関町北四丁目付近
(経由区) 6区(文京区、豊島区、新宿区、中野区、杉並区、練馬区)

(2) 変更事項

ア 全線について(別紙1 参照)

- 都では車線数が未決定の路線の都市計画変更がある場合には車線数を定める方針であり、この度、補助76号線全線について車線数を都市計画として定める。
- 車線数 2及び4車線(新宿区内区間は2車線と4車線として定める)

イ 未着手の隅切り部分について(別紙2 参照)

- 新宿区内1箇所：新宿区西落合3-22-6先、中野区内2箇所
- 東京都にて、未着手隅切り整備の必要性を検証し、当該隅切りについては新たな整備を行わないこととした。
理由：道路構造令等における一般的な標準値を充足していたため
- 当該隅切り部分の都市計画道路の線形を現況道路区域線に合わせて変更する。
なお、道路法に基づく区域の変更は行わない。また、線形変更に伴う用途地域の変更は発生しない。

2 今後の予定

- | | | |
|------|-------|--------------------------|
| 令和6年 | 8月 6日 | 都へ回答(令和6年5月15日付意見照会について) |
| | 9月10日 | 都が東京都都市計画審議会へ付議 |
| | 10月 | 都市計画決定 |